

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 2 月19日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

新潟県教育委員会規則第 1 号

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県奨学金貸与条例施行規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第 2 （第 8 条の 2 関係）				別表第 2 （第 8 条の 2 関係）			
	猶予事由	証明書	猶予される期間		猶予事由	証明書	猶予される期間
共通 （高等学校等、 大学又は専 修学校の門 程）	(略)	(略)	(略)	共通 （高等学校等、 大学又は専 修学校の門 程）	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)	その事由 が続いて いる期間 中（1 年 以上の場 合は 1 年 ごとに願 い出ること。）		(略)	(略)	その事由 が続いて いる期間 中（1 年 以上の場 合は 1 年 ごとに願 い出ること。）
	(7) 低所得 の者（「生活 保護世帯又 は同程度の 者」とし、生 活保護受給 世帯又は、世 帯全員の市 町村民税所 得割額が非 課税の者）	生活保護受 給世帯の場 合は、生活保 護受給証明 書 世帯全員の 市町村民税 所得割額が 非課税の者 の場合は、世 帯の状況を 証明する書 類及び市町 村役場発行 の課税証明 書（世帯全員 分）			(7) 災害その 他の事情の ある者	市町村長、又 は警察署長・ 駐在巡査・消 防署長・民生 委員等の証 明書	
高等学校 のみ	(8) 奨学金 返還時に世 帯年収が給 与収入300万 円以下の者 （給与所得 以外の収入 の場合は所 得が200万円 以下の者）	世帯全員分 の住民票の 写し 世帯全員分 の課税（所 得）証明書	その事由 が続いて いる期間 中（1 年 以上の場 合は 1 年 ごとに願 い出ること。）	高等学校 のみ	低所得の者 （「生活保護 世帯又は同 程度の者」と し、生活保護 受給世帯又 は、世帯全員 の市町村民 税所得割額 が非課税の 者）	生活保護受 給世帯の場 合は、生活保 護受給証明 書 世帯全員の 市町村民税 所得割額が 非課税の者 の場合は、世 帯の状況を 証明する書 類及び市町 村役場発行 の課税証明 書（世帯全員 分）	その事由 が続いて いる期間 中（1 年 以上の場 合は 1 年 ごとに願 い出ること。）
	(9) 災害その 他の事情の ある者	市町村長、又 は警察署長・ 駐在巡査・消 防署長・民生 委員等の証 明書					

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。